

ICT活用工事（ICT河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT河川浚渫工）」（以下、「ICT河川浚渫工」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1 - 1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（～）においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

3次元起工測量

起工測量において、下記1)～2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量（ ）
（ ）従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次的に補完することを含む。

3次元設計データ作成

発注図書や で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

ICT建設機械による施工

で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～2)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 2) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

3次元出来形管理資料等の作成

により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)～2)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術（河川浚渫工）
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術（河川浚渫工）
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術（河川浚渫工）

出来形確認及び検査

現地では出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であるかを検査する。

納品

～ にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 1 - 2 1 - 1 施工プロセスに示す ～ において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。
- 1 - 3 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。
- 1 - 4 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。
- 1 - 5 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1 - 6 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を保有した技術者が行わなければならない。
- 1 - 7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施工	1	音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）
	2	施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）
検査	3	音響測深機器を用いた監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）
	4	施工履歴データを用いた監督・検査要領（河川浚渫工事編）（案）

第3 納品について

国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)（平成25年10月）」で示す、「OTHERS」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

第5 現場見学会の実施について

I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。